

事務連絡
平成22年12月15日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等の施行について

平成22年12月3日に公布された国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第61号）において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方育休法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正が行われ、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

各地方公共団体におかれては、先に通知した総務副大臣通知（総行公第113号）のほか、下記事項も留意の上、その施行に当たり適切に対処されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

記

1 職員の育児休業等に関する条例（例）について

地方育休法の改正に係る職員の育児休業等に関する条例（例）（平成4年2月13日付け自治能第20号。以下「条例参考例」という。）については、関連する人事院規則等の公布（平成23年2月予定）後、当課においてその改正状況等を踏まえ作成しますが、地方育休法の施行まで間がないことから、今般、人事院から各府省に提示された「育児休業法改正等に伴う人事院規則等の主な改正事項について（素案）」を別添のとおり送付しますので、条例改正に係る現段階の情報としてご活用ください。

なお、育児休業をすることができない職員（条例参考例第2条）については、人事院規則の改正状況等を踏まえつつ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項各号の短時間勤務職員についても規定する予定です。

2 育児・介護休業法の一部改正について

今般の育児・介護休業法の一部改正により、既に介護休暇が認められている職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成6年8月5日付け自治能第65号）第2条第3項の再任用短時間勤務職員及び同条第4項の任期付短時間勤務職員以外の非常勤職員についても介護休暇をすることができるようになったことから、その施行に当たっては、今後予定される人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の改正状況等を踏まえ、関係人事委員会規則等の改正が必要となります。

3 特別職非常勤職員に係る育児休業及び介護休暇の取扱いについて

特別職の非常勤職員は、地方育休法の対象ではないところ、今般の同法の改正が民間との均衡を踏まえたものであり、育児・介護休業法の趣旨が労働者性のある者についての最低基準を設けるものであることにかんがみ、労働基準法が適用される者であれば、各地方公共団体において今般の法改正を踏まえた対応が図られるべきであることに留意する必要があります。なお、対応の検討に当たっては、「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（平成21年4月24日総行公第26号）別紙I 1（1）②アに留意する必要があります。

問い合わせ先

公務員課公務員第四係 須田、石崎

電話 03-5253-5544（直通）